

# 指定通所介護・介護予防事業所さくら通重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定第4677100127号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・介護予防サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方および、鹿屋市が必要と認めた方が対象となります。

## ◇◆目 次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5
7. 付録	6、7

## 1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 以和貴会
(2) 法人所在地	鹿児島県鹿屋市串良町細山田5902番地3
(3) 電話番号	0994-62-2430
(4) 代表者氏名	理事長 西丸重晴
(5) 設立年月日	昭和60年5月1日

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定通所介護事業所・平成15年9月30日 指定介護予防通所介護事業所・平成18年4月1日 鹿児島県 第4677100127号
(2) 事業所の目的	当事業所は、介護保険法の理念に基づき、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。
(3) 事業所の名称	デイサービスセンターさくら通
(4) 事業所の所在地	鹿児島県鹿屋市串良町下小原3103番地2
(5) 電話番号	0994-62-8880
(6) 事業所長	氏名 西丸 重晴

(7) 当事業所の運営方針

当事業所は要支援・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(8) 指定通所介護事業所 開設年月日 平成15年10月1日

指定介護予防通所介護事業所 開設年月日 平成18年4月1日

(9) 利用定員 30人

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿屋市、肝付町、東串良町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	12月31日・1月1日を除く月曜日～土曜日（祝祭日も営業実施）
受付時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 10時00分～15時30分

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護・介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> \*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名（兼務）	1名（兼務）
2. 事務員	1名（兼務）	—
3. 介護職員	6名以上（兼務）	5名
4. 生活相談員	1名以上（兼務）	1名
5. 看護師	2名以上（兼務）	1名
6. 機能訓練指導員	1名以上（兼務）	1名
7. 調理員	1名以上（兼務）	—
8. 栄養士（併設特老と兼務）	1名以上（兼務）	—

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8時30分～17時30分 ☆原則として職員1名当たり利用者5名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8時30分～17時30分 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### ①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。歩行困難な方はリフトを使用して入浴することができます。

#### ②排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

#### ③機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金>

下記の利用料金表によって、ご利用者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額1割)をお支払ください。

予防給付	介護度	基本料金	運動器機能 向上加算	体制強化加算	合計	利用者負担金合計 食事原材料費 400円含む
	要支援1	2,099円(月額)	—	24円(月額)	2,123円(月額)	2,123+(400×利用回数)円
	要支援2	4,205円(月額)	—	48円(月額)	4,253円(月額)	4,253+(400×利用回数)円
介護給付	介護度	基本料金	入浴加算	体制強化加算	合計	利用者負担金合計 食事原材料費 400円含む
	要介護1	602円	50円	6円	658円	1058円
	要介護2	708円	50円	6円	764円	1,164円
	要介護3	814円	50円	6円	870円	1,270円
	要介護4	920円	50円	6円	976円	1,376円
	要介護5	1,026円	50円	6円	1082円	1,482円

※介護保険の合計金額に別途1.9%の1割分が処遇改善加算としてかかります。

○利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載

した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

### ① 食事の提供（食材料費）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としております。

（食事時間） 12：00～13：00

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり400円

### ② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費等ご利用者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を負担して頂きます。

### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金などご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担して頂きます。

料金：実費相当額

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は月末締め切り翌月15日指定の金融機関口座振替となります。但し、現金支払いの場合は、翌月10日以降事業所へ納入していただきます。

## (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護・介護予防サービスの利用を中止又変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

○サービスの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に掲示して協議します。

## 6. 事故発生時の対応

利用者に対する通所介護・介護予防の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な

措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 7. 苦情受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【 職名 】 生活相談員 庭野 貴子

電話番号 0994-62-8880

○受付時間

毎週月曜日～土曜日

8時30分～17時30分

また、苦情受付ボックスを玄関に設置致します。

### (2) 行政機関その苦情受付機関

串良総合支所 健康福祉課	所在地	鹿屋市串良町岡崎 2059 番地
	電話番号	0994-63-3111
	FAX	0994-63-5565
	受付時間	8時30分～17時00分
鹿児島県国民健康保険 団体連合会	所在地	鹿児島市鴨池新町7番4号
	電話番号	099-206-1029
	FAX	099-206-1068
	受付番号	8時30分～17時00
鹿児島県社会福祉協議会 (福祉サービス運営適正 化委員会)	所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 (県福祉センター)
	電話番号	099-286-2200
	FAX	099-257-5707
	受付時間	8時30分～17時00分

## 8. 《付 録》

提供するサービス

(日 課)

	午 前		午 後
8:30	ミーティング (出席状況・配車)		
8:40	送迎開始	14:00	リハビリ体操 個別機能訓練、運動機能向上訓練、余暇活動
9:45	センター到着 (お茶) 手指の消毒 (ウエルパス) 健康チェック (問診・体温・血圧・脈拍)	15:10	お茶 機能訓練 (個別処遇)
10:00	入浴 (整髪・水分補給)	15:30	送迎開始
12:00	昼食	16:35	送迎終了
13:00	休憩		◎職員～掃除・ケース記録

### 「苦情申出窓口」の設置

社会福祉法第82条の規定により、当法人では利用者からの相談・苦情に適切に対応する体制を整えています。

当法人における相談・苦情解決責任者、相談・苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、相談・苦情解決に努めますのでお知らせいたします。

#### 記

- |               |  |   |
|---------------|--|---|
| 1. 相談・苦情解決責任者 | 各施設の施設長  |   |
| 2. 相談・苦情受付担当者 | 以和貴苑指定介護老人福祉施設：生活相談員<br>以和貴苑指定通所介護事業所：生活相談員<br>指定通所介護・予防通所介護事業所さくら通：生活相談員<br>以和貴苑指定訪問介護事業所：主任ヘルパー<br>以和貴苑指定居宅介護支援事業所：介護支援専門員<br>以和貴苑指定認知対応型生活介護事業所：計画作成担当者 |   |
| 3. 第三者委員      | 有島 俊哉 (民生児童委員)<br>大塚 ルミ子 (学職経験)<br>福園 芳信 (学職経験)  | TEL 6 3 - 6 4 6 1<br>TEL 6 3 - 0 0 0 6<br>TEL 6 3 - 9 1 7 0 |

#### 4. 苦情の受付

##### (1) 苦情の受付

相談・苦情は面接、電話、書面などにより相談・苦情受付担当者が随時受け付けます。  
なお、第三者委員に直接相談・苦情を申し出ることでもあります。

##### (2) 相談・苦情受付の報告・確認

相談・苦情受付担当者が受け付けた相談・苦情を相談・苦情解決責任者と第三者委員(相談・苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。  
第三者委員は内容を確認し、相談・苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

##### (3) 苦情解決のため話し合い

相談・苦情解決責任者は、相談・苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。  
その際、相談・苦情申出人は、第三者委員の立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による相談・苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

指定通所介護・介護予防サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護・介護予防事業所 さくら通

説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基ついて事業者からの重要事項の説明を受け、交付を受けました。  
指定通所介護・介護予防のサービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所  
氏 名 印

家 族 住 所  
氏 名 印